

即日プロポーザル方式の概要と試行結果について

国土交通省国土技術政策総合研究所 ○桑邊和幸¹

国土交通省国土技術政策総合研究所 松井健一¹

国土交通省国土技術政策総合研究所 藤本 聡¹

Kazuyuki KUWABE, Kenichi MATSUI and Akira FUJIMOTO

平成12年度に国土交通省により、建設コンサルタント業務のプロポーザル方式のバリエーションとして、技術提案書の提出を求める代わりに配置予定技術者を1箇所に集め、発注者から設問を与え、技術者に一定時間内に解答させ、それを技術提案書として評価して落札者を決定する方式が試行されている。この方式は、従来のプロポーザル方式と比較し、コンサルタントのプロポーザル作成にかかる負荷を軽減することが目的の一つになっており、実際のプロポーザル作成は1日で済むことから、即日プロポーザル方式と呼ばれている。

本論文では、この方式を導入した目的と方式の概要、試行結果を報告する。また、この方式による企業選定実施後と業務完了後に実施したアンケートの結果を報告する。

キーワード：即日プロポーザル方式、入札契約制度

1.はじめに

建設コンサルタント業務に対する新たな企業選定の方法として、平成12年度に国土交通省により、即日プロポーザル方式が試行された。

試行した結果を把握するために、平成12年度に試行された5例についてアンケートを実施した。アンケートの内容は、本方式導入の目的を考慮し、発注手続の期間、企業の技術提案書作成に要する労力、技術提案書の内容の3点である。

本論文では、この方式の目的と概要、試行結果について報告する。

2. 入札契約方式

(1) 入札契約方式の種類と内容

建設コンサルタント業務の入札契約方式は、設計・コンサルタント業務等入札契約問題検討委員会(以下コンサルタント委員会)¹⁾によると、効用がほぼ一定と見なせるものについては、費用により評価する方式(価格競争入札)が、効用が変化する可能性があるものについては、費用を一定として評価する方式、あるいは費用と効用との総合評価による方式(プロポーザル方式)がふさわしいものと考えられること

が示されている。ここで、「効用」とは、利用者の満足度を示している。

つまり、現在の企業の選定については、「価格」により評価する「価格競争入札契約方式」か、「技術力」により評価する「プロポーザル方式」の2つの方式が選択可能となっている。

(2) プロポーザル方式とは

プロポーザル方式とは、通達²⁾によると、「当該業務の内容が技術的に高度なものの又は専門的な技術が要求されるものについて、プロポーザル(技術提案書)の提出を求め、技術的に最適なものを特定する手続」であることが示されている。

また、プロポーザル方式として「総合評価型プロポーザル方式」と「技術者評価型プロポーザル方式」の2つが示されている。「総合評価型プロポーザル方式」は、技術提案の内容と、企業や技術者の能力を総合的に評価することにより建設コンサルタント等を特定する方式であり、「技術者評価型プロポーザル方式」は、企業の技術者の能力に重点を置いて評価することにより建設コンサルタント等を特定する方式である。(図-1参照)。

即日プロポーザル方式は、技術者の技術力を確認する質問をし、技術力を評価することから、「技術者

¹ 総合技術政策研究センター TEL 0298-64-2211

評価型プロポーザル方式」の1バリエーションであると考えられる。

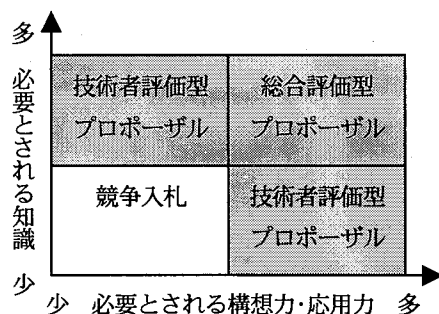


図-1 業務内容に応じた発注方式

3. 即日プロポーザル方式の概要

3.1. 従来のプロポーザル方式の課題

従来のプロポーザル方式の課題として、コンサルタント委員会より、以下のものが指摘されている。

- ① 現行のプロポーザル方式は手間がかかる上に、選考基準が不明確な場合がある。また、選考結果が公開されず、落選した場合に次回参加へのインセンティブが働かない。
- ② 受注意思のない会社が指名され、入札辞退が実質的に自由でない場合がある。
- ③ 技術的に優秀な企業でも、当該発注者に対して実績がない場合は指名されない。
- ④ 過度な地域要件を設けることにより、競争が阻害されている場合が多い。

3.2. 即日プロポーザル方式導入の目的

即日プロポーザル方式は、従来のプロポーザル方式の課題に対して、3.1の①に示された手間がかかることを解決することを目的の1つとした方式である。以下にこの方式を導入することにより期待する効果と特徴を示す。

- ① 技術提案書を1日で作成するため、発注手続きにかかる時間が短縮され、かつ企業の技術提案書作成に要する労力が低減される。逆に、技術提案書の作成時間は数時間に限定される。
- ② 1箇所に集まり配置予定技術者が技術提案書を作成するため、担当技術者の技術力が直接試される。逆に、企業の組織力を評価することはできない。
- ③ 設問により技術提案書を作成するため、評価のポイントが明確になり、客観性が高められる。

3.3. 即日プロポーザル方式の概要

(1) 企業選定手続のフロー

企業選定手続きフロー図(基本形)を図-2に示す。フロー自体は従来のプロポーザル方式と違いはないが、即日プロポーザル方式は技術提案書作成を1日で行うため、参加要請書等の送付から特定までの期日が、従来のプロポーザル方式では最低30日程度必要なのに比べ、概ね20日程度となる。

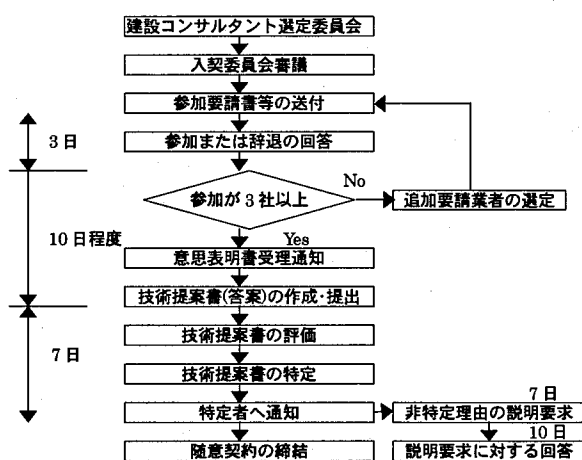


図-2 企業選定手続フロー図

(2) 参加要件

技術提案書作成に対する参加要件は、配置予定技術者の中から複数名に限定している。このことにより、業務に携わる技術者の技術力を直接評価することを可能としている。また、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う管理技術者の参加は必須としている。

(3) 設問形式と内容

現在のところ試行された事例では、設問形式は記述式を採用している。出題数は2~3題、解答時間は2~3時間としているものが多い。

設問の内容としては、技術者の当該業務に必要な基礎知識を問うもの、業務実施方針を問うもの、業務実施手法を問うものが主なものとなっている。

設問形式は、記述式のほかに、穴埋め問題、マークシート等様々なものが考えられ、受注者に求めるもの、発注者の要する労力を勘案して適切に設定する必要がある。

(4) 評価基準と評価方法

即日プロポーザル方式では、配置予定技術者の技

術力を評価するため、従来の方式では管理技術者及び担当技術者の経験の評価をしていたが、本方式では評価対象とせず(参加資格要件のみとしている)、技術提案書の内容のみで評価している。このことにより、配置予定技術者の技術力を直接、最大限に評価している。

技術提案書の評価方法としては、会社名を伏せて評価し、客観性を高めた事例が大半であった。

4. 即日プロポーザル方式の試行結果

4.1. アンケート結果

試行した5件についてアンケート調査を実施した。アンケート内容は、本方式導入の目的を考慮し、発注手続の期間、企業の技術提案書作成に要する労力、技術提案書の内容の3点である。

①発注手続の期間について

通常のプロポーザル方式では最低30日必要であるのに対し、即日プロポーザル方式では、20日程度と短縮された。

②企業の技術提案書作成に要する労力について

企業の技術提案作成時の業務量については、低減される、変化なし、増加すると意見が分かれた。業務量の低減につながらない理由としては、事前に検討するためという意見があった。

③技術提案書の内容について

技術提案書を求める際に、発注者が期待する事項として以下の3パターンが考えられる。

a)発注者側に業務の実施手法に対するアイデアがあ

表-1 アンケート集計結果

期待した事項	結果	回答数
発注者にアイデアがあり、技術者の能力を評価した。	—	2
発注者にアイデアがあったが、さらによりアイデアを求めた	独創的な技術提案あり	1
	技術提案あり、想定範囲内	2
	技術提案なし	0
発注者にアイデアがなく、技術提案求めた	—	0

り、それに従って業務を実施するため、技術者の技術力を把握する技術提案書を求める。

b)発注者側に業務の実施手法に対するアイデアはあるが、更に良いアイデアを得るため、業務の実施手法に対する技術提案書を求める。

c)発注者側に業務の実施手法に対するアイデアがないため、業務の実施手法に対する技術提案書を求める。

上記の内容についてアンケート調査を実施した結果、表-1に示すように、発注者に業務の取り組み方法についてアイデアがあり技術者の能力を評価したものが2件、更に良いアイデアを求め、結果として業務の取り組み方法について提案があったが想定範囲内のものであったものが2件と、ほとんどの試行事例では業務の取り組み方法に対する技術提案書は得られていないことがわかった。

4.2. 即日プロポーザル方式の適用性に関する考察

今回の試行を通じて明らかになったこの方式の特徴は以下のとおりである。

(1)即日プロポーザル方式の特徴

表-2 発注者の要求内容のパターンと即日プロポーザル方式の適用性

ケース	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース5
発注者の要求内容	発注者が明確なイメージを持っている	発注者はある程度イメージを持っているが、もう少しよいアイデアがほしい	発注者にあまりアイデアがない(目的、プロポの評価基準を示せる程度)		
技術者	限定しない	有能な技術者	有能な技術者(企業)		
問題の内容	—	業務に関する事前に準備できないような技術者の素養を問うもの	技術者の素養を問うもの+業務内容に関する技術提案を問うもの	業務内容に関する技術提案を問うもの	
技術提案の評価	なし		あり		
入札方式	価格競争	技術者評価型	技術者評価型又は総合評価型		総合評価型
コンサルの負荷	—	少	大		
即日プロポーザル方式への適用性	—	易	難		
		技術提案を求める必要がなく、技術者の技術力を評価することができる。	プロポでは提案がないため、特定後にアイデアを求める必要があるが、企業のインセンティブが少ない。	企業の技術力を問い、準備した方がよいものであれば、一日で行うのはかえって非効率である。	
適用性	×	○	△		×

- ①設問に対して技術者が直接解答するため、技術者の能力を直接評価することができる。また、技術者の能力を判断する設問を設けることで技術者の能力のみを評価し企業選定することができる。
- ②良質な業務の取り組み方法を求めるためには、ある程度の期間を確保する必要がある、即日プロポーザル方式は短時間で設問に対する解答を作成するため良質な業務の取り組み方法は期待できない。
- ③高度な技術力を要する業務については、多方面に渡る専門知識が必要となり、企業の組織力を生かすことが重要となるが、この方式では前述のとおり主として技術者の技術力のみを評価対象としていることから適用性に問題が残る。

(2)設問の特徴

従来のプロポーザル方式は、対象とする業務の実施方針と実施手法を技術提案として求めており、その業務に特化した業務の進め方について技術提案を求めている。一方、即日プロポーザル方式においては、設問として以下に示すものを設定しているものが多いことが特徴として挙げられる。

- ①業務を実施するために必要となる基礎的な知識を有しているか。
- ②業務に対し検討すべき項目を把握しているか。

これらの設問について直接配置予定技術者に解答させ技術提案を求めることにより、配置予定技術者の技術力の評価に主眼が置かれている。

以上より、即日プロポーザル方式においては、発注者は、業務の取り組み方法を評価することよりも技術者の技術力を評価し、技術力の高い技術者を選定することを期待している。

即日プロポーザル方式の適用性について得られた結果を基に、発注者の要求内容のパターンとこの方式の適用性を表-2に示す。

5. まとめ

即日プロポーザル方式の目的である発注手続に要する時間短縮の効果は得られたが、企業の技術提案書作成に要する労力の低減については意見が分かれた。

これまでの試行の結果、即日プロポーザル方式において評価対象は、業務の取り組み方法を問う技術提案書ではなく、配置予定技術者の技術力を問う技術提案書を求めることが多い。この際設問の内容は、技術者の基礎的な知識を問うもの、検討すべき項目を把握しているか問うものとする事で、より技術者の技術力を把握することが期待されている。

なおこの方式の場合、発注者は、業務の取り組み方法に対してアイデアを有し、かつ、技術力のある技術者を求める場合において効果的であると考えられる。

【参考文献】

- 1) 設計・コンサルタント業務等入札契約問題検討委員会 中間とりまとめ, 2000
- 2) プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について 建設省厚発第 269 号・建設省技調発第 135 号・建設省営建発第 24 号, 1994
- 3) 建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の改善について 建設省厚発第 25 号・建設省技調発第 119 号・建設省営建発第 47 号, 2000

OUTLINE OF SOKUJITSU PROPOSAL TENDER SYSTEM

AND ITS EFFECTS OF TRIAL RUN

A new proposal tender system called "Sokujitsu Proposal" has been tried since 2000 by MLIT. In this system, the engineers of the designated construction consultants gather in one place, and they answer questions by the owner instead of submitting technical proposal documents. "Sokujitsu" means one day, because engineers will be engaged in the tender for only one day. The purpose of this system is reducing work load in construction consultants and shortening the period of tender. This paper reports the outline of this system and the evaluation of results which carried out trial. Moreover, this paper reports the result of the questionnaire carried out after just the tender and after completion of work.